

「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」策定支援業務仕様書

1. 委託業務名

「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」策定支援業務

2. 業務委託目的

令和5年度三木市人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、令和7年度から令和13年度を計画期間とする「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」（以下、「人権尊重のまちづくり基本計画」という。）を策定する。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務委託内容

（1）基礎調査

社会的潮流、三木市における課題の抽出・整理

人権尊重にかかわる国や兵庫県の動向、先進事例、三木市の関連資料などから、地域特性を分析し、三木市の現状と今後の課題について抽出・整理を行う。

（2）「人権尊重のまちづくり基本計画」案の策定

① 基本計画策定に係る課題の抽出・整理に関する支援

ア 市民意識調査結果等から見える課題整理の支援と提案

イ 現状の評価・点検の実施、施策展開の検討

ウ 施策の効果を適切に検証できる施策項目及び目標指標の設定支援と提案

エ 国や兵庫県の動向等の情報整理及び計画への反映支援と提案

オ 関連法・制度や先進事例の情報整理及び計画への反映支援と提案

② 基本計画策定に係る支援

ア 新基本計画の骨子、素案、修正案、確定版などの策定

イ 新基本計画及び新基本計画概要版の体裁等の整理（デザイン、グラフ作成等）

ウ 新基本計画及び新基本計画概要版の印刷・製本

（3）会議等の運営支援

必要に応じて、審議会（4回程度開催予定）に出席し、会議資料を作成するとともに、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。また、人権懇話会（4種の懇話会を計15回開催予定。）も想定しているが、基本的には、会議資料作成や議事録作成等の作業は、委託者にて行うこととする。結果の取りまとめを受託者と共有し、随時計画に反映すること。

(4) パブリック・コメントの実施支援

新基本計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(5) 情報提供支援

① 法律や制度などの動向

本業務の期間内において、人権に関する法律改正や制度変更があった際には、その情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめること。

② 全国的な最新施策の情報提供

人権推進に関する全国の各自治体の取組先進事例を、①男女参画・保健福祉分野、②子ども・子育て、③介護・高齢者、④障がい・福祉分野、⑤国際分野について各情報50件以上ずつ情報収集し、プラン策定の検討をするための参考資料としてとりまとめること。その際、各都市のホームページや他社出版物を情報源とする二次情報ではなく、自社取材による情報とし、市町村名、取組の概要、担当課等を記載すること。

(6) 成果品

- ・計画書本編（A4判、100頁程度、表紙4色刷、本文2色刷）：400部
- ・計画書概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：500部
- ・上記及び会議に用いた資料、情報提供資料等のデータ一式

5. 打合せ及び報告

業務方針・内容・スケジュール等については、必要に応じて市と打合せを行う。

6. その他

この仕様書に記載されていない事項については、その都度協議するものとする。